



## 会社の減資について（2）

### 第250回

今回も引き続き、「減資」を巡る改正会社法上の規定と税務上の考え方について、解説します。

#### 【リスクヘッジのための減資】

本稿第249回では、改正会社法の定めを踏まえ、資本金の払い込み不能または不要による減資について、説明しました。実際に登録した資本金の満額に当たる資金は不要であるものの、外部からの融資の受け入れやすさ、入札活動への参加のしやすさ、増資する際の事務負担を考慮し、とりあえず多めに登録しておこうという対応が取られた場合、今回の新规定（会社設立日から5年以内に満額納付しなければならない）に引かかる可能性が高いと思われます。この場合は減資の要否に対する判断が迫られることになると前回解説しました。

上記状況とは別に、リスクヘッジのための減資も今後、検討せざるを得ない場面が増えるかと考えます。以下、改正会社法で新たに設けられた規定について見てみましょう。

改正会社法第88条第1項「株主が既に引き受けたものの、まだ払い込み期限が到来していない出資持ち分を譲渡する場合、出資持ち分の譲受人が出資金の払い込み義務を履行する。譲受人が期日通りに出資金を満額払い込まない場合、譲渡人がその譲受人による期日通りに出資金を払い込まなかったことに対して、補充責任を負う。」

上記法令内容を踏まえると、未払い資本金を抱えたまま持ち分譲渡を行ったとしても、仮に後日、譲受人が期日通りに出資義務を果たさなかった場合、譲渡側が引き続き資本金の支払いに対する補充責任を有することが分かります。よって、出資持ち分の譲渡側にとっては、持ち分の譲渡による撤退後もリスクと義務の完全な遮断はできず、将来にも一定の責任を負わざるを得ない可能性があります。この場合には一度未払い資本金の部分の減資（登録資本金の引き下げ）を実施した上で、持ち分を譲渡するという対応が望まれます。これは資本撤退のポリシーを決める際の重要な考慮事項だと言えるでしょう。

次に、同法第88条第2項では以下の定めも設けられています。

「会社の定款に定めた出資期日通りに出資をせず、または出資とした非現金資産の実際の価格がその引き

受けた出資額を著しく下回った株主が出資持ち分を譲渡する場合、譲渡人と譲受人が出資不足の範囲内で連帯責任を負うものとする。譲受人が上記情状について知らないかつ知り得る理由が無い場合、譲渡人が責任を負うものとする」

例えば、過去の会社設立時に意匠権、著作権などの非現金資産を出資に充て、かつしかるべき資産評価も実行せずに、後日の出資持ち分譲渡に至った場合、譲受人が出資持ち分を引き受けた後、債権者から当初の出資不足の責任が追及され、譲渡人と譲受人が改めて連帯責任を負わなければならない事象が起こりえます。この場合も、譲渡人は再び責任を追及されるリスクがあるため、当初の現物出資に存在し得る瑕疵（かし）と不確定要素を予見し、状況によっては持ち分譲渡の前に、確実に出資義務を果たしたことを主張できるレベルまで、登録資本金の減資調整を実施しておくという対応が必要かもしれません。

以上の通り、改正会社法の第88条の定めを巡って、持ち分譲渡後のリスクの完全な遮断を図るため、譲渡前に登録資本金の減資を申し込む場面が今後増える可能性があるのではと思われます。上記事例のうち後者（知財や現物に対する価値評価を巡るトラブル）の場合は、出資持ち分の譲渡価格まで影響する可能性が高いため、当該資産の価値を証明できる資料とエビデンスの充実性を踏まえて、減資の要否を判断したほうが妥当かと思われます。

最後に、登録資本金だけの減額であれば、特に税務上のインパクトは薄いと思われます（改正会社法第88条第1項の場合）。しかし、登録資本金と帳簿上の払い込み資本額を同時に減額調整する場合（改正会社法第88条第2項の場合）、財務処理上にも税務上（過去の減価償却分の遡及調整）にも一定の問題が生じますので、専門会計機関へのお問い合わせを事前に実施したほうが穏当かと思われます。

#### < 筆者紹介 >

章啓龍（ショウ ケイリュウ）

弁護士・税理士

弁護士法人 北京立動律師事務所

弁護士法人 上海立度律師事務所

E-Mail : zhangqilong@ridra-law.com

Tel : (+86)10-6468-5598